商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞

（2026 年 2 月 2 日現在）

<table>
<tr><td>商品名</td><td>・ＪＡバンク大阪　なつかしのちょきんぎょキャンペーン</td></tr>
<tr><td>ご利用いただける方</td><td>・個人</td></tr>
<tr><td>期間</td><td>・定型方式
1 年
※自動継続（元利金継続）のみの取扱いとなります。</td></tr>
<tr><td>預入方法
（１）　預入方法

（２）　預入金額
（３）　預入単位</td><td>
・一括預入
※ＡＴＭおよびＪＡネットバンク（ＪＡバンクアプリ プラス含む）でのお預け入れは対象外となります。
・20 万円以上 1,000 万円未満
・1 円単位</td></tr>
<tr><td>販売期間</td><td>・2026 年 2 月 2 日（月）～2026 年 3 月 31 日（火）</td></tr>
<tr><td>払戻方法</td><td>・満期日以後に一括して払い戻します。</td></tr>
<tr><td>利 息
（１）適用金利

（２）利払頻度
（３）計算方法
（４）税 金

（５）金利情報の入手方法</td><td>
・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてスーパー定期貯金＜単利型＞の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。
・満期日以後に一括して支払います。
・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算をします。
・20%（国税 15%、地方税 5%）※の分離課税となります。
※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間は、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の分離課税となります。
・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。</td></tr>
<tr><td>特典</td><td>・20 万円コース：お預入れ金額 20 万円につき、1 個のちょきんぎょグッズをプレゼントします。
・50 万円コース：お預入れ金額 50 万円につき、1 個のちょきんぎょグッズをプレゼントします。
※ちょきんぎょグッズの数には限りがあります。（府内合計 40,000 個）
<table>
<tr><th>コース</th><th>商品名</th><th>数量</th></tr>
<tr><td rowspan="2">20 万円コース</td><td>ちょきんぎょ　あったかひざかけ</td><td>1,100 枚</td></tr>
<tr><td>ちょきんぎょ　もちもちクッション</td><td>1,100 個</td></tr>
<tr><td rowspan="2">50 万円コース</td><td>ちょきんぎょ　おっきなブランケット</td><td>1,100 枚</td></tr>
<tr><td>ちょきんぎょ　なかよしペアマグカップ</td><td>1,100 個</td></tr>
</table>
※期間中お一人様 4 個（各 1 個）を上限とします。</td></tr>
</table>

手数料	―
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。ただし、同サービス利用後はＡＴＭでの通帳を用いた取引（預入や満期解約予定等）の取扱いができませんのでご注意ください。
中途解約時の取扱い	**・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。** **①　６か月未満　　解約日における普通貯金の利率** **②　６か月以上１年未満　　約定利率×２０％**
貯金保険制度 （公的制度）	**・保護対象** **当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。**
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または事業推進部(電話：０７２－８４４－１３５３)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合事業推進部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）（※） そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会（詳しくは上記当組合事業推進部にお問い合わせください。） 公益社団法人民間総合調停センター（大阪府）（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセス

	に便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・特典のちょきんぎょグッズの数には限りがあります。 ・この定期貯金は原則として期限前に中途解約することはできません。 やむを得ず解約された場合は、お受取りになった景品相当額の返還を申し受ける場合があります。 ・取扱期間中であっても諸情勢により景品内容の変更やお取り扱いを終了することがあります。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡ北河内